議案第38号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例制定について 甲府市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和4年2月28日提出

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第49条の2第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内の期間、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内の期間、初任給調整手当として支給する。この場合において、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給するものとする。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 308,600円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 30,000円 附 則
- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

安定的な人材の確保を図るため、獣医師に初任給調整手当を支給するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。